

# 「青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例」の概要

(平成27年4月1日施行)

近年、スマートフォンの急激な普及や小型カメラ等の撮影機器の発達により、悪質・巧妙な盗撮行為による被害が後を絶たないほか、恋愛感情以外の様々なトラブルに起因するつきまとい行為が発生していることから「青森県迷惑行為等防止条例」の一部を改正しました。

## 1 「卑わいな行為の禁止」(第6条)の改正

### 【新たに禁止される行為】

#### ①カメラ等の「設置」行為の禁止

盗撮、のぞきをする目的で、カメラ、ビデオカメラ等を設置する行為を禁止しました。

#### ②カメラ等を衣服で覆われた身体、下着に「向ける」行為の禁止

盗撮目的でスカートの中にカメラを向ける等の行為を禁止しました。

#### ③のぞき込む行為の禁止

衣服で覆われている身体、下着をのぞき込もうとする行為

※ 実際に見えなかったり、撮影できなかった場合も違反になります。

## 2 「反復したつきまとい行為等の禁止」(第7条)の新設

恋愛感情や好意の感情に基づかないつきまとい行為等を同一の人に対して繰り返して行うことを禁止します。

※ ストーカー規制法で規制している恋愛感情や好意の感情に基づくつきまとい行為等は除かれることになります。

### 【禁止行為】

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、見張り、住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げたり、知らせること。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 無言電話、連続した電話等(電話・ファックス・電子メール・SNS等)をかけること。
- (6) 汚物、動物の死体など著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付したりすること。
- (7) その名誉を害する事項を告げたり、知らせたりすること。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げたり、文書、図画を送付したり、それらを知らせたりすること。

## 3 罰則(第9条・第10条)の見直し

第6条(卑わいな行為の禁止)  
第7条(反復したつきまとい行為等の禁止)

第6条、第7条以外  
現行どおり(改正なし)

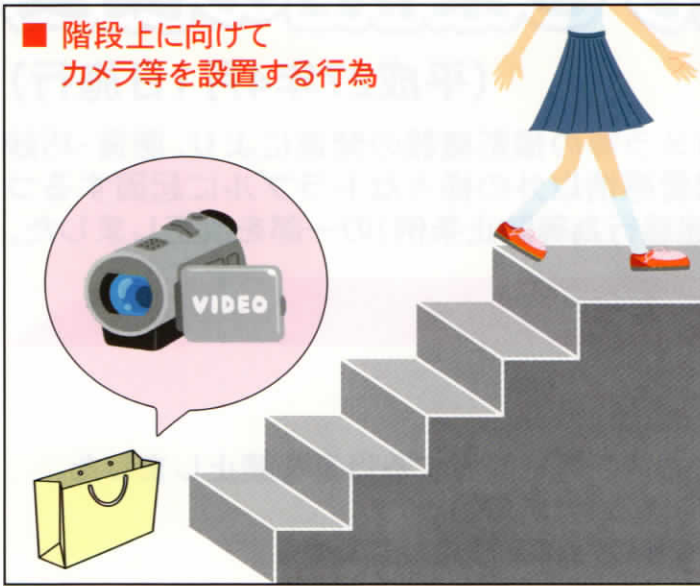
- 常習でない者  
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 常習  
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 常習でない者  
10万円以下罰金又は拘留若しくは料
- 常習  
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

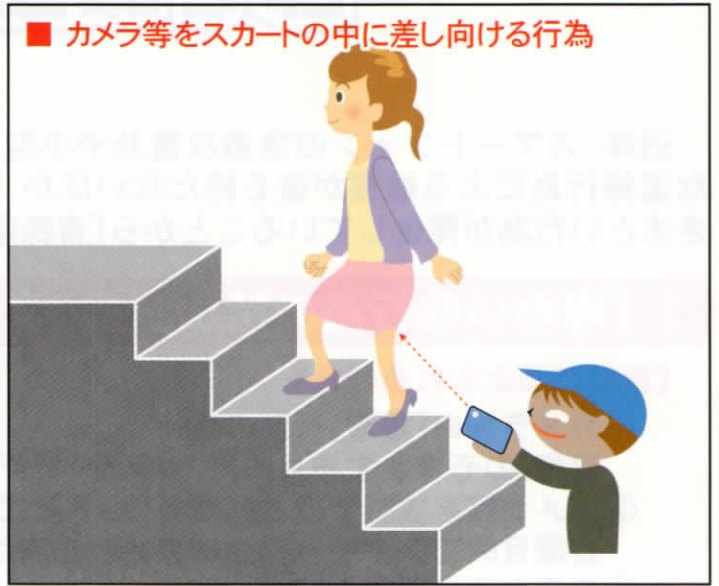
# 禁止される迷惑行為の例は…

## ●のぞき見、撮影しようとする行為

■ 階段上に向けて  
カメラ等を設置する行為



■ カメラ等をスカートの中に差し向ける行為



## ●恋愛感情や好意の感情に基づかないつきまとい行為

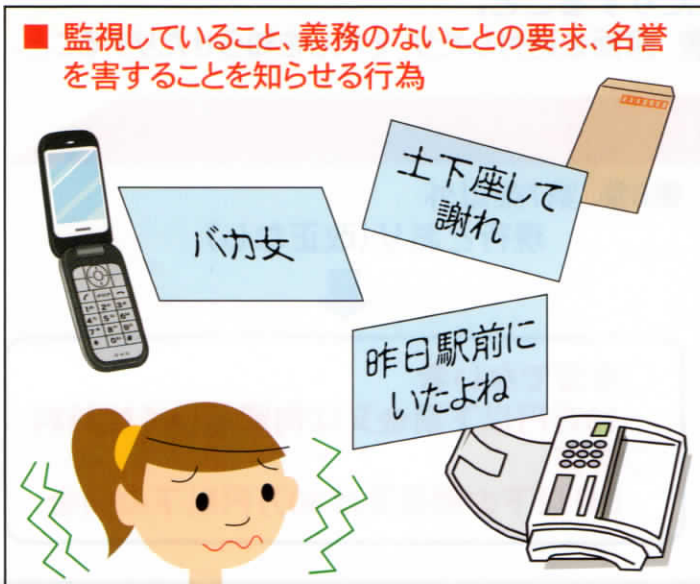
■ 嫌がらせ目的で待ち伏せる行為



■ 相手を困らせるために無言電話をかける行為



■ 監視していること、義務のないことの要求、名誉  
を害することを知らせる行為



■ SNSによる連続送信、相手が性的に恥ずかしさを感じること、汚物等嫌悪を覚えるものを送付する行為

